

水俣市監査委員公告第 10 号

令和 4 年度定期監査（前期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その内容を公表する。

令和 4 年 9 月 9 日

水俣市監査委員 坂 本 幸 則

水俣市監査委員 真 野 頼 隆

水俣市監査委員 様

水俣市議会議長 牧下 恭之

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

議会事務局  
令和4年8月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(3) 注意事項</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 令和2年度と令和3年度で、旅費の積算内容が異なるものがあった。水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条第3項の規定を適用するのか、総務課と協議されたい。</p> <p>㊦ 南九州西回り自動車道建設促進大会、東京都 (R2、R3)</p> <p>㊧ 全国市議会議長会・第172回社会文教委員会出席、東京都 (R3)</p> <p>㊨ 水俣・芦北地域振興推進協議会後期要望活動及び国土交通省訪問、東京都 (R3)</p> <p>㊩ 第221回理事会、第109回評議員合同会議、東京都 (R2)</p> <p>㊪ 新過疎法制定実現総決起大会・定期総会、東京都 (R3)</p> <p>4 契約事務について</p> <p>(1) 令和2年度みなまた市議会だより印刷業務において、以下の不備が見られた。</p> <p>㊦ 令和2年2月26日起票の施行伺の金額の訂正が、鉛筆書きになっている。</p> <p>㊧ 令和2年3月5日起票の施行伺の金額の訂正が、鉛筆書き及び訂正印がないものが見られた。</p> <p>(2) 音声反訳業務について、委託業務完了報告書中、契約年月日が令和2年5月8日であるところ「令和元年5月8日」の記載となっている。</p> <p>5 物品管理事務等について</p> <p>(1) 切手の残数が異なるものが見られた。</p> <p>(2) 切手受払簿には使用する職員名を記載するようお願いしたい。</p>	<p>(1) 水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条第3項の規定を適用し、交通費算定に用いられる最寄りの駅等からの移動に費用を要しない場合は、日当定額の2分の1を日当から減額する。</p> <p>(1) 訂正する場合は、消せない筆記具を用いて二重線で抹消し訂正印を押す。</p> <p>(2) 今後は、書類提出時の内容確認を徹底し、不備があった場合は修正したものを再提出してもらうようにする。</p> <p>(1) 今後、適正な事務処理に努める。</p> <p>(2) 切手受払簿に取扱者欄を追加した。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

総務課  
令和4年9月2日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 振替簿が作成されていないので、各自作成し、適正に管理されたい。（情報政策係）</p> <p>イ 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。（行政管理室）</p> <p>⑦ 複写機使用料</p> <p>ウ 時間外勤務について、以下の不備が見られた。</p> <p>⑦ 時間外勤務手当の支給漏れ。 ・令和4年2月実働分 1件（職員係） ・令和3年12月実働分 2件（情報政策係）</p> <p>① 時間外勤務命令簿に記載されていないが、週休日に勤務しているもの。（情報政策係）</p> <p>エ 切手等の使用管理について、以下の不備が見られた。（行政管理室）</p> <p>⑦ 切手受払簿に記載された切手の使用枚数と残数が相違するもの。</p> <p>① レターパックを購入した際、切手受払簿に記載されていないが、一度記載してから使用されたい。</p>	<p>ア 内容を確認し、振替簿を作成し記載しました。</p> <p>イ ⑦ 速やかに払込を行う措置をとりました。</p> <p>ウ ⑦ 内容を確認し、支給しました。 ① 内容を確認し、時間外勤務命令簿に記載し支給しました。</p> <p>エ ⑦ 切手受払時の記入誤りと思われます。今後徹底した管理に努めます。 ① 切手受払簿にレターパック分を追加し使用する措置をとりました。</p>
<p>(3) 注意事項</p> <p>1 共通事項について</p> <p>(1) 訂正について、訂正印を押していないものが見られた。</p> <p>⑦ 時間外勤務命令簿（情報政策係） ① 切手受払簿（行政管理室）</p> <p>4 契約事務について</p> <p>(1) 総合行政システム関連サーバ機器等移設業務について、検査結果通知書は、決裁権者の決裁を受けて通知されたい。（情報政策係）</p> <p>5 物品管理事務等について</p> <p>(1) 購入金額と備品台帳に記載してある単価が相違しているものが見られた。（情報政策係）</p> <p>⑦ オンライン会議用スピーカー・マイク購入</p>	<p>(1) ⑦①訂正印を押印しました。</p> <p>(1) 内容を確認し、決裁を受けました。</p> <p>(1) 内容を確認し、訂正しました。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

危機管理防災課  
令和4年7月7日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(指摘事項)</p> <p>ア 時間外勤務手当の支給誤りが散見されたので、もう一度命令簿と一覧表を確認された。</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 出張命令がないもので、ETCカードの使用が認められるものがあった。 ⑦ 県打合せ、物品受領（令和3年11月10日）</p> <p>(2) 時間外勤務命令簿において、以下の不備が見られた。 ⑦ 課長の命令印がないもの。 ① 訂正をする際、訂正印のないもの。</p> <p>(3) 施行伺いに出納員の押印がないものが見られた。 ⑦ 起票年月日 令和4年3月11日 法被</p>	<p>ア 命令簿と一覧表の確認をし、支給誤りの精査を行った。追給、戻入については令和4年7月中に本人あてに通知をし、対応する。 今後、総務課と連携し、誤りがないよう努める。</p> <p>(1) ⑦ 出張命令簿に記入し、修正を行った。 今後、複数の職員で確認し、不備がないよう努める。</p> <p>(2) ⑦ 課長の命令印を押し、修正を行った。 今後、複数の職員で確認し、不備がないよう努める。 ① 訂正印を押し、修正を行った。 今後、複数の職員で確認し、不備がないよう努める。</p> <p>(3) ⑦ 出納員の押印をし、修正を行った。 今後、複数の職員で確認し、不備がないよう努める。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

いきいき健康課  
令和4年7月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあったので、総務課と協議のうえ適切に処理されたい。</p> <p>⑦ 時間外勤務手当の支給誤り。 (高齢介護支援室1件)</p> <p>① 同一週内に振替休を取得しているにもかかわらず、振替手当を支給しているもの。 (健康推進室1件)</p> <p>イ 工期が契約締結日より前になっているものが見られた。 (健康推進室)</p> <p>⑦ 水俣市保健センター非常用電源コンセント工事</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>1 共通事項について</p> <p>(1) 週休日・休日の振替簿に記入する際、修正テープを使用しているものが見られたので、適切な事務処理をされたい。 (健康推進室1件)</p> <p>2 収入事務について</p> <p>(1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。</p> <p>なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2, 680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。</p> <p>⑦ 令和3年度熊本県介護保険低所得者対策事業費補助金 (高齢介護支援室)</p> <p>① 令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 (健康推進室)</p>	<p>ア</p> <p>⑦① 御指摘のとおりでしたので、早急に対応しました。今後、適切な事務処理に努めます。</p> <p>イ</p> <p>⑦ 御指摘のとおりでした。今後、適切な事務処理に努めます。契約書については訂正いたしました。</p> <p>(1) 御指摘のとおりでした。今後、適切に処理いたします。</p> <p>(1)</p> <p>⑦① 御指摘のとおりでした。今後、適切に処理いたします。</p>

課・室名  
報告時点

いきいき健康課  
令和4年7月13日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されていない。 (健康推進室)</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。</p> <p>㉞ 時間外勤務命令の用務欄の記載がないもの。 (健康推進室5件)</p> <p>㉟ 所属長の訂正印または訂正印のないもの。 (健康推進室2件、高齢介護支援室2件)</p> <p>㊱ 修正する際、修正テープを使用しているもの。 (健康推進室3件)</p> <p>(2) 出張命令管理簿に記載がなく、復命書が作成されているものがあった。</p> <p>㉞ 7/5 令和3年度「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」市町村職員向け研修会 (健康推進室)</p> <p>(3) 物品購入・修理伺書で以下の不備な点が見られた。</p> <p>㉞ 出納員印のないもの。(健康推進室1件)</p> <p>㉟ 検収年月日より起票年月日、発注年月日が遅いもの。 (健康推進室10件)</p> <p>(4) 消耗品の購入にあたり、市内業者による請求であるが、ネット等の通信による発注のため、送料が発生している。効率的かつ適正な予算執行方法に留意されたい。 (健康推進室1件)</p> <p>5 物品管理事務等について</p> <p>(1) 切手受払簿において、以下の誤り等が見られた。</p> <p>㉞ 切手の残枚数の記入を誤っているもの。 (高齢介護支援室1件)</p> <p>㉟ 切手を購入しているが、切手受払簿に記載することなく使用しているもの。 (健康推進室5件、高齢介護支援室1件)</p>	<p>(2) 申し訳ございません。今後、そのようにいたします。</p> <p>(1) ㉞㉟㊱ 御指摘のとおりでした。今後の事務処理について、適切なものとなるよう、十分注意いたします。</p> <p>(2) ㉞ 御指摘のとおりでした。今後、記載漏れがないよう、十分注意いたします。</p> <p>(3) ㉞㉟ 御指摘のとおりでした。今後の事務処理において適切なものになるよう、十分注意いたします。</p> <p>(4) 御指摘のとおりでした。十分注意して適切な処理に努めます。</p> <p>(1) ㉞ 十分注意し、正確な事務処理に努めます。 ㉟ 御指摘のとおりでした。十分注意して適切な処理に努めます。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

福祉課  
令和4年8月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 時間外勤務命令簿に記載されているもので、手当が支給されていないものがあった。 (生活支援係1件)</p> <p>イ 会計年度任用職員の通勤手当の支給について誤りがあった。 (こどもセンター1件)</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>1 共通事項について</p> <p>(1) 週休日・休日の振替簿において、振替休日を取得しているにもかかわらず課長の決裁印がないものがあった。 (福祉支援室3件)</p> <p>(2) 決裁日付印がないものが見られた。 ㊦ 実施伺、契約伺 (福祉支援室6件) ㊧ 交付決定、交付確定伺。 (福祉支援室2件) ㊨ 行政財産の使用許可の伺い。 (福祉支援室1件)</p> <p>(3) 訂正印がないものが見られた。 (福祉支援室5件)</p> <p>2 収入事務について</p> <p>(1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降に速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金については、「交付決定があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)調定計上(収入の決定)を行うこととされている。(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。 ㊦ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 (生活支援係) ㊧ 子ども・子育て支援整備交付金 (福祉支援室) ㊨ 障害者医療費国庫負担金 (福祉支援室) ㊩ 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金 (福祉支援室)</p> <p>(2) 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。 (福祉支援室) ㊦ 複写機使用料 ㊧ 諸証明事務手数料</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) ETCカード使用管理簿に記載はあるが、出張命令書がないものが見られた。 (福祉支援室) ㊦ 10/11 弁護士打合せ ㊧ 11/2 弁護士打合せ</p> <p>(2) 時間外勤務命令簿に記載された勤務命令時間を訂正する際に、課長の訂正印のないものが見られた。 (生活支援係1件、福祉支援室3件)</p>	<p>ア 手当を支給するように措置しました。以後気をつけます。</p> <p>イ 直ちに是正し、改善しました。今後適正に処理します。</p> <p>(1) 課長の決裁をもらいました。以後気を付けます。</p> <p>(2) ㊦㊧㊨ 日付印を押印しました。以後気を付けます。</p> <p>(3) 押印しました。以後気を付けます。</p> <p>(1) ㊦㊧㊨㊩ 書面訂正印にて、調定書の決定(日)を交付決定日に修正しました。以後気をつけます。</p> <p>(2) ㊦㊧ 窓口収納日以降の直近の指定金融機関出張窓口開所日に収納を行います。以後気を付けます。</p> <p>(1) ㊦㊧ 出張命令簿に記入しました。</p> <p>(2) 課長による訂正印にて、訂正を行いました。</p>

課・室名  
報告時点

福祉課  
令和4年8月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>4 契約事務について</p> <p>(1) 実績時間が30分未満であるが、30分の加算を支払ってある。 (福祉支援室)</p> <p>㊦ 外出支援事業委託料 R4.2月分</p> <p>5 物品管理事務等について</p> <p>(1) 切手受払簿において、以下の誤り等が見られた。</p> <p>㊦ 切手の残枚数の記入を誤っているもの。 (福祉支援室1件)</p> <p>㊧ 切手やレターパックを購入した際、切手受払簿に記載することなく使用しているが、一度記載してからしようされたい。 (生活支援係11件、総務係1件、福祉支援室2件)</p>	<p>(1) 提出された書類が間違っていたため、正しい書類を提出してもらいました。</p> <p>(1)</p> <p>㊦ 訂正しました。以後気を付けます。</p> <p>㊧ 以後、そのように行います。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

市長公室  
令和4年7月12日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 時間外勤務命令簿に記載されているもので、手当が支給されていないものが見られた。(秘書広報係5件)</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>1 共通事項について</p> <p>(1) 決裁日付印がないものが見られた。(秘書広報係)</p> <p>⑦ 水俣市新庁舎落成式開催に係る業務従事について</p> <p>⑧ 水俣市新庁舎落成式に係る定例記者会見での発表について</p> <p>(2) 時間外勤務命令簿の訂正に、訂正印のないものが見られた。(秘書広報係2件)</p> <p>2 収入事務について</p> <p>(1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。</p> <p>なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。(政策調整係)</p> <p>⑦ 過疎地域持続的発展支援交付金</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 水俣市の交際費の支出基準及び公表に関する要綱第4条により、交際費の公表は、当月分を翌月の15日までに行うこととなっているが、数か月分をまとめて公表されているものがあったので、適切に処理されたい。(秘書広報係)</p> <p>⑦ 令和3年7月～令和3年10月分</p>	<p>ア 支給漏れがあった時間外勤務手当について、令和4年6月支給分と合わせて支給を行いました。</p> <p>今後は、至急漏れのないよう、命令簿と計算表のチェックを確実にを行います。</p> <p>(1)</p> <p>⑦⑧ 決裁日付印を押印しました。</p> <p>今後は押印漏れのないよう留意します。</p> <p>(2) 訂正印を押印しました。</p> <p>今後は押印漏れのないよう留意します。</p> <p>(1) 今後は事案の決定日にあわせて速やかに事務処理を行います。</p> <p>(1) 今後は要綱を遵守し、翌月15日までに公表を行います。</p>

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名  
報告時点

市民課  
令和4年8月5日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<p>(2) 指摘事項</p> <p>ア 時間外勤務命令簿に記載されているもので、手当が支給されていないものがあった。(年金医療保険係1件)</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>1 共通事項について</p> <p>(1) 週休日・休日の振替簿の訂正に、訂正印のないものが見られた。(戸籍住民係2件)</p> <p>(2) 切手受払簿の訂正に、訂正印がないものが見られた。(年金医療保険係2件)</p> <p>(3) 時間外勤務命令簿の訂正に、課長印を押していないものが見られた。(年金医療保険係2件)</p> <p>2 収入事務について</p> <p>(1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。(戸籍住民係)</p> <p>㊦ 中長期在留者住居地届出等事務委託費</p> <p>(2) 調定及び受入調定について、相手方が資金前渡職員となっているものが見られた。(戸籍住民係)</p> <p>㊦ 複写機使用料(市民課)</p> <p>㊧ 公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料</p> <p>㊨ 個人番号カード再交付手数料</p> <p>(3) 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。(戸籍住民係)</p> <p>㊦ 複写機使用料(市民課)</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 時間外勤務命令簿の勤務命令時間の欄に記載されていないものがあった。(戸籍住民係1件)</p>	<p>ア 総務課に相談し、令和4年7月に追加支給を行いました。</p> <p>(1) 確認し、訂正印を押印しました。</p> <p>(2) 確認し、訂正印を押印しました。</p> <p>(3) 課長印を押印しました。</p> <p>(1) ㊦ 今後は速やかに調定事務を行うよう努めて参ります。</p> <p>(2) ㊦㊧㊨ 御指摘のあった点について見直しを行い、令和4年度分から修正を行いました。</p> <p>(3) 御指摘後速やかに納入するよう事務内容を改めました。(令和4年6月24日収入分より)</p> <p>(1) 確認し、記載修正しました。</p>

課・室名  
報告時点

市民課  
令和4年8月5日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
5 物品管理事務等について (1) 切手受払簿には使用する職員名を記載する ようお願い。（戸籍住民係）	(1) 受払簿に使用者名を記入するよう事務を見 直しました。